

調布市（第 4 期）環境基本計画策定委員会要綱

第 1 設置

調布市（第 4 期）環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）案について検討を行うため、調布市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 所掌事項

委員会は、環境基本計画案その他の環境基本計画の策定に必要な事項について検討し、その結果を市長に報告する。

第 3 構成

委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。） 13 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
- (2) 市民委員 3 人以内
- (3) 事業者 3 人以内
- (4) 教育機関の教職員 2 人以内
- (5) 生活文化スポーツ部産業振興担当部長
- (6) 環境部長

第 4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から環境基本計画の策定の日までとする。

第 5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、第 3 第 1 号に掲げる学識経験者の委員の中から委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第 6 招 集

委員会は、委員長が招集する。

第 7 意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又はその者から資料の提出を求めることができる。

第 8 庶 務

委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

第 9 雑 則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行し、環境基本計画策定の日をもって廃止する。